

## 日立市未来技術地域社会実装推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標及び横断的な目標の趣旨に沿って、地域が抱える課題を解決し、各種サービスの生産性や利便性を高め、地域の魅力を向上させることを目的に、未来技術の地域社会への実装を推進する事業者に対し、予算の範囲内において、事業に要する経費の一部を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 未来技術 地域が抱える課題を解決するものとして期待される、次に掲げる新たな科学技術をいう。
  - ア Internet of Things (IoT)
  - イ ロボット（ドローンを含む）
  - ウ 人工知能（AI）
  - エ 自動運転
  - オ ブロックチェーン
  - カ ア～オのほか、市長が必要と認めるもの
- (2) 実証実験 事業者が開発する製品・技術などを、実際の場面で使用し、地域社会への実装に向けての問題点等を検証すること

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業等（補助対象事業、補助対象期間、補助対象経費、補助対象者、補助率及び補助金限度額）は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添える書類は次に掲げるものとする。

- (1) 日立市補助金等交付規則に定める事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (2) 実証実験の内容が確認できる書類
- (3) 経費の内訳が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (実績報告)

第5条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実証実験成果報告書（様式任意）
- (2) 補助事業に要した経費に係る証拠書類
- (3) その他市長が必要とする書類

（財産処分の制限）

第7条 規則第11条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（証拠書類の保存）

第8条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

別表

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象事業 | <p>(1) 介護サービス支援ロボット導入実装推進事業<br/>雇用のミスマッチが生じている介護サービス事業所に対し、課題解決に向け、介護サービス支援ロボットの実装を推進するための実証実験を行う事業<br/>医療や教育等の各分野が抱える課題の解決につながる未来技術の活用の研究</p>   |
| 補助要件   | <p>(1) 実証実験の実施場所<br/>市内の介護サービス事業所（サービス種別ごとに3事業所程度）</p> <p>(2) 実証実験の内容（想定）<br/>ア 介護サービス利用者の健康管理<br/>イ 徘徊監視<br/>ウ 就寝見守り<br/>エ 施設利用者と家族間のコミュニケーション支援<br/>オ その他 介護サービス職員の支援等につながるもの</p> <p>(3) 補助対象事業は、次の各号を満たすことが望ましい。<br/>ア これまでに一部でも技術実証・実証実験を行っており、今後段階的に一部実装され、令和5年度までに本格実装される見込みの取組であること。<br/>イ 単に未来技術を導入することにとどまらず、実際に地域の住民等が継続的に利用することにより、地域における課題の解決・改善が図られ、地域の地方創生に寄与する取組であること。<br/>ウ 未来技術の社会実装に関わる不確実性などの諸課題を乗り越え、新たな社会システムづくりにチャレンジするとともに、その後広く全国に実用化・普及することを目指す取組であること。</p> |
| 補助対象期間 | 補助金交付決定日から令和3年2月末まで  |
| 補助対象経費 | <p>次の各号に掲げる経費</p> <p>ア 介護サービス支援ロボットの開発、カスタマイズに係る経費<br/>（ロボットやIoT端末等の機器導入費、アプリの開発・カスタマイズ費）</p> <p>イ 現地調査費等<br/>（現地調査費、実証実験を実施する組織運営費、消耗品費等）</p>   |
| 補助対象者  | <p>次の各号に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 未来技術地域社会実装推進事業プロポーザルで候補者に選定された事業者</p> <p>(2) 申請時点において、本市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）に未納がない者</p> <p>(3) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者</p> <p>(4) 更生手続開始及び再生手続開始の申立てが行われていない者</p>  |
| 補助率    | 補助対象経費の2分の1以内  |
| 補助金限度額 | 1,000万円  |

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地  
団体等の名称  
氏名又は代表者氏名

印

年度日立市未来技術地域社会実装推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、日立市未来技術地域社会実装推進事業補助金交付要綱に定める要件、注意事項等に全て了解した上で日立市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

また、当社は下記5に定める事項を誓約すると共に、下記6に定める事項に同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業の名称 日立市未来技術地域社会実装推進事業
- 2 補助金の名称 日立市未来技術地域社会実装推進事業補助金
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 日立市補助金等交付規則に定める事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
  - (2) 実証実験の内容が確認できる書類
  - (3) 経費の内訳が確認できる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 5 誓約事項
  - (1) 日立市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でないこと。
  - (2) 対象経費について国、県等の補助金等を利用していないこと。
- 6 同意事項
  - (1) 本件申請に係る補助対象者要件について確認するために、市の職員が申請者の市税等の収納状況を閲覧及び確認すること。
  - (2) 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。事実との相違が認められた場合、本補助金の返還を行うこと。

以上